



Motorcycle Federation of Japan





2022年8月10日

国内規律裁定委員会 提訴結果の公示

- 1. 件名
 - D.I.D 全日本モトクロス選手権シリーズ 2022 第3戦 SUGO 大会 レディースクラス決勝時における違反行為に対して大会審査委員会が下した裁定内容に関する不服申し立 て
- 2. 提訴人

有限会社東福寺エンタープライズ(チーム名: T.E.SPORT) 代表者 東福寺保雄 氏

3. 被提訴人

全日本モトクロス選手権 第3戦 SUGO 大会 大会審査委員会

4. 提訴内容

小野彩葉選手(4 号車)の違反行為に対する大会審査委員会の裁定「1順位降格処分」への不服申し立て

5. 提訴の趣旨

最終ラップに入るコントロールラインのテーブルトップにおいて#4小野選手がジャンプをしたことは事実であるが、以下の点で今回の裁定に不服である。

- ・ オフィシャルが最終ラップを示す L1 ボードの下に黄旗を提示しており、ライダーが認識しづらかった。
- ・ その黄旗提示の原因となった 1 コーナーの停止車両、さらにその先の 2 コーナーの転倒までの区間で 追い抜き行為はない。オフィシャルのフラッグ提示行動にも問題がある。
- ・ 黄旗区間でジャンプしたことへの罰則は今期の前例ではペナルティポイントが科されるケースが多く、 本件の罰則は「順位降格」はあてはまらない。
- 6. 裁定

国内規律裁定委員会は、聴聞会で提訴側,被提訴側双方から示された証拠・証言に基づき審議し、 大会審査委員会の裁定が妥当であると全員一致で判断し、提訴を却下する。

7. 裁定理由

- ・ 提訴人の「コントロールラインでの黄旗が認識しづらかった件」は証拠映像から黄旗は視認可能な位置に提示されており、同時に提示された L1 ボードを認識していることから、運営側の落ち度とは認定できない。
- ・ この黄旗区間において、#2本田選手は減速しジャンプを通過し、#4小野選手は減速せずにジャンプを通過し、順位変動に大きく影響したと判断する。
- ・ 提訴人の「1 コーナーの停止車両から 2 コーナーの転倒車両までの間オフィシャルの黄旗提示に問題がある件」は聴聞から大会審査委員会はこの間を黄旗区間として追い越し禁止違反と捉えていないことから、今回の裁定に関係しない。
- ・ 黄旗区間のジャンプ行為への罰則はペナルティポイントから失格まで、状況に応じて科されており、黄旗区間のジャンプ行為が一律ペナルティポイントを科すことになっている証拠はなく、科された罰則をペナルティポイントに 減刑する根拠として採用できない。
- ・ 裁定委員会は黄旗区間において、#2 本田選手は減速しジャンプを通過し、#4 小野選手は減速せずに ジャンプを通過したと判断した。これを判定した根拠は、提出されたすべての証拠映像である。また、ラップタイム記録において、本件で問題となった最終ラップにて、#4 小野選手がレース中のベストラップタイムを記録していたことも参考とした。

以上を国内規律裁定委員会の最終決定とする。

以上

国内規律裁定委員会 (一財)日本モーターサイクルスポーツ協会